

令和5年3月16日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 上村 和子

〃 柏木 洋志

〃 関口 博

〃 小川 宏美

賛成者 石塚 陽一

議案の提出について

議員提出第 4 号議案

### 性的マイノリティの人権を守る法整備を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出  
します。

## 性的マイノリティの人権を守る法整備を求める意見書（案）

岸田首相は2月1日の衆議院予算委員会における、同性婚の法制化をめぐる答弁の中で「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題」と発言、それから2日後に開かれた首相官邸のオフレコ前提の取材の場において、本件に関連して首相秘書官は「隣に住んでいるのもちょっと嫌」「秘書官室もみんな同じ」等と差別発言をおこなった。岸田首相はただちに秘書官を更迭したが、首相及び官邸周辺の性的少数者に対する人権意識と差別が大きな問題となり、そのことをきっかけに、現在、政府、超党派議員連盟で5月に広島で開催されるG7に向けて、LGBT理解増進法の制定を目指す作業が始まっている。

しかしながら、法律が目指すものが、理解増進なのか、差別禁止なのかの議論はまだ結論にいたっていない。その中で、当事者及び支援団体からは、疑問の声や署名活動など多々おきている。G7の中で唯一同性婚を認めていない日本政府の性的マイノリティに対する差別・偏見の姿勢は国際的人権感覚として通用しない。G7に入る資格すら問われる深刻な問題である。理解増進すべきは首相官邸であり、積極的に取り組まなければならない喫緊の課題である。なぜなら、暮らしの場である地方自治体においては、国に先んじて、当事者の声に耳を傾け、パートナーシップ条例や要綱などの整備は進んでいるからである。

国立市においては、多様な性のありかたを尊重したまちづくりを推進する「国立市女性と男性及び多様な性の平等条例」並びに「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」にて、性的指向及び性の自認に関する差別を禁止している。また、当事者からの陳情を受けて、パートナーシップ制度についても条例に盛り込んでいる。

「当事者抜きに当事者のことを決めない」という国連の人権に関する基本に基づいての性的マイノリティの人権を守るための法的整備を包括的に進めてきたことにより、国立市はセクシュアル・マイノリティに関して取り組む企業・団体を評価する「PRIDE指標2022」にて最高評価であるゴールド認定を受賞した。これは全国の自治体で初めての受賞となった。企業においては既に、性的マイノリティが自分らしく働ける職場をつくること課題になっている。その点においても、国の性的マイノリティの人権を守る法整備をおこなうことは急がれる。

まだ、社会に性的指向や性自認に関する偏見や差別意識があるならば、早急にそれを解消し、多様性を認め合う包摂的社会が実現できる具体的なしくみを政府は先頭にたつてつくることを求める。婚姻制度についても、同性の二者並びにその子どもや親を社会の中で平等にあたりまえに包摂するために同性の二者が現行の制度を利用できるよう法整備する必要がある。

以上、ソーシャルインクルージョンを基本理念におく国立市議会として性的少数者の人権を守る法整備を求める意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和5年3月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長